

四  
發行方法の適用の振替法の適  
三  
の法発号名  
二  
の法律行称  
一  
項及の及び根  
条件二令〇  
平件十第政財  
成等八六府務  
二を年号資省告  
十次八年金告  
八の月第調示  
年と八年五達第

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争	入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 三 八 四 万 千 千 兆 円 八 三 百 百 百 二 一 円 十 億 億 九 八 千 千 九 九 百 二 百 七 十 二 万 万 円 八	額 円 額 面 面 金 金 額 額 で で 三 四 千 兆 八 九 百 十 億 九 円 億 八 千 千 万	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の 。 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九									
払 込 期 日	者 所 参 加	入 金 支 払	場 還 期 額	元 償 金 限	償 入 札 競	行 債 格 競	争 · 第 I	非 別 參 加	者 債 市 場	特 債 市 場	国 債 行	入 札 發 格	価 行 競 爭	發 行 價 格	發 行 日	振 替 單 位
平成二十八年八月八日	財務大臣から通知を受けた者	日額償還額をとつて、百百円のきき百円に	額償還年月日	當たるにうつ。それが翌営業日	平成二十八年十一月七日	厘額百円につき百円五錢	厘額百円につき百円四錢	厘額百円につき百円四錢	平成二十八八年八月八日	すの記録によれば、その金額は、	すの記録によれば、その金額は、	すの記録によれば、その金額は、	の振替法の規定による振替口座簿			
		大に金を支き償還年月日	金を返さなければならぬ旨の銀行業日	金を返さなければならぬ旨の銀行業日	金を返さなければならぬ旨の銀行業日	金を返さなければならぬ旨の銀行業日	金を返さなければならぬ旨の銀行業日	金を返さなければならぬ旨の銀行業日	の記録によれば、その金額は、	の記録によれば、その金額は、	の記録によれば、その金額は、	の記録によれば、その金額は、	の記録によれば、その金額は、			
		から金を返さなければならぬ旨の銀行業日	にに	にに	にに	にに	にに	にに	の記録によれば、その金額は、	の記録によれば、その金額は、	の記録によれば、その金額は、	の記録によれば、その金額は、	の記録によれば、その金額は、			